

メカニカルジョイント及びフレキシブル管継手に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

メカニカルジョイント及びフレキシブル管継手に関する事項

改正理由

非金属性フレキシブル管継手等の要件は、IACS 統一規則 P2.12 において定められており、当該管継手を可燃性油配管及び浸水の恐れのある海水配管に使用する場合には、耐火試験の実施を要求している。

IACS は、当該要件に関し、開放甲板上に設置される管継手は炎に曝される危険性が低いことから、開放甲板上に設置され、かつ、燃料油配管に使用されない場合には、耐火試験の実施を要求しないよう改め、2016 年 3 月に IACS 統一規則 P2.12(Rev.2)として採択した。併せて、メカニカルジョイントについても、耐火試験の規定等を改め、2016 年 3 月に IACS 統一規則 P2.7.4(Rev.8)として採択した。

なお、本会は、当該フレキシブル管継手に関する要件について、同様の考え方の下、開放甲板上に設置される場合において適用できるよう既に規定していることから、燃料油配管に使用される場合にあっては適用しない旨を追加した。

さらに、IACS 統一規則 P2.11 に定めるメカニカルジョイントの耐火試験方法に関し、試料寸法が大きく、所定の試験実施が困難な場合があることを踏まえ、代替試験方法の実施を認めるよう改め、IACS 統一規則 P2.11(Rev.4)として採択した。

このため、IACS 統一規則 P2.7.4(Rev.8)、P2.11(Rev.4)及び P2.12(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 開放甲板上に設置される非金属性フレキシブル管継手は、燃料油配管に使用されない場合において、耐火性能要件を適用しない旨改めた。
- (2) 潤滑油配管等に使用されるメカニカルジョイントは、開放甲板上に設置される場合、耐火性能要件を適用しない旨改めた。
- (3) メカニカルジョイントの耐火試験に関し、試料寸法が大きく、試験実施が困難な場合には、通常実施する試験との同等性が確認され、かつ、本会が適当と認める場合に限り、代替の試験方法の実施を認める旨規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 12.3.3, 12.3.4, 図 D12.1, 表 D12.8

鋼船規則検査要領 D 編 D12.3.4

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 2.4.2, 9.3.2